

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	18 件

## 三重国民年金 事案 914

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

申立期間当時は学校の講師をしていたが、事務担当の職員から、私の厚生年金保険被保険者資格が平成6年3月31日で喪失するので、同年3月については国民年金の加入手続をするよう言われた。このため、許可をもらい、勤務時間中に町役場に出向き、その日のうちに国民年金の加入手続と国民年金保険料納付をした。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続と国民年金保険料納付を同日に行ったとしているところ、申立人が申立期間当時居住していた町においては、当時、国民年金の加入手続を行った日に納付書を作成することが可能であったことが確認できる上、申立人が記憶する保険料の納付場所及び納付金額も当時の実際の状況と一致しているなど、申立人の供述に不自然な点は見当たらず、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人が申立期間当時勤務していた学校に照会したところ、「当時、臨時教員に対して、厚生年金保険の加入が途切れる月については国民年金に加入するよう案内していた。」としている上、申立人の母親も、申立期間当時、申立人から、勤務時間中に国民年金保険料を納付するため役場に出向いた旨聞いたことを記憶しているなど、申立内容を裏付ける状況もみられる。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立人は、申立期間と同様に厚生年金保険被保険者資格を月末に喪失している期間を含め、国民年金加入期間について、学生であった平成3年4月から5年3月までの申請免除期間を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年2月  
② 昭和52年1月  
③ 昭和55年12月から56年6月まで  
④ 昭和57年7月から58年11月まで  
⑤ 昭和62年2月及び同年3月

婚姻後、妻の私が家計を任されており、性格的にきちんとしてきたため、国民年金保険料が未納となっている期間があることを不思議に感じている。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)から、いったんは申立期間②に係る国民年金保険料が納付されたが、昭和52年1月6日を国民年金の被保険者資格喪失年月日として処理したことにより未加入期間となったため、申立期間②に係る保険料の還付処理がなされたものを、62年12月に、資格喪失年月日を52年2月1日に訂正したことにより生じた未納期間であることが確認できるが、国民年金の強制加入期間とされている申立期間②について、保険料を還付する理由は見当たらないことから、申立期間②については国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び申立期間③から⑤までについて、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月にA市において夫婦連番で払い出されていることから、申立人及びその妻の国民年金加入手続は

同年6月に行われたとみられるが、申立人及びその妻は共に加入手続の時点で43年3月1日まで遡<sup>そきゅう</sup>及して被保険者資格を取得していることが、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳などから確認できることから、申立期間①は未加入期間となる上、オンライン記録によると、申立期間①は、62年12月に資格取得年月日を43年3月1日から同年2月1日に訂正処理したことにより生じた国民年金の加入期間であり、訂正処理が行われた時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間③から⑤までは申立人及びその妻がB市に居住している期間であるが、申立人の妻に聴取しても、当時の申立人の国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに国民年金保険料の納付金額等についての具体的な記憶も無く、納付状況等が不明である。

加えて、申立期間④については、特殊台帳によると、申立人が昭和56年11月1日に国民年金被保険者資格を強制加入により再取得した後、申立人の妻の厚生年金保険加入に伴い、57年7月31日に強制加入から任意加入に種別変更されていること、及び56年11月から57年6月までは法定免除期間となっているが、申立期間については未納となっていることが確認できる（平成20年8月に、資格取得日を昭和56年10月31日に訂正し、同年10月についても法定免除期間として訂正済み）ところ、申立人は、同年11月10日から57年7月1日までの期間のほかに、申立期間④の一部を含む58年1月24日から同年8月1日までの期間についても生活保護を受給しているが、制度上、法定免除は強制加入期間に適用されるため、任意加入期間については法定免除を適用することはできない上、こうした生活保護の受給状況や、申立人の妻も申立期間④当時は経済状況が苦しかった旨供述していることなどを踏まえると、申立期間④について、国民年金保険料を納付できない状況であったことが推察される。

その上、申立期間⑤についても、その直後の昭和62年4月から同年10月までの期間について申請免除期間となっていることから、当時、国民年金保険料の納付が困難であった状況がうかがわれる上、オンライン記録によると、同年12月に申立人に対し申立期間⑤に係る過年度納付書が作成されていることから、それまでは未納であったと考えられるほか、その時点では、申立人は既に他界しているため、当該納付書による納付が行われた可能性も考え難い。

このほか、申立期間①及び申立期間③から⑤までについて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案 916

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月

昭和48年3月1日に国民年金に加入し、同年5月1日に厚生年金保険に加入したため、同日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した。この期間のうち申立期間の1か月が未納となっているが、加入手続後は、納付書に基づき国民年金保険料の集金がされていたと記憶しているので、申立期間についても納付しているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、その父親と共に、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の納付状況等から判断して、昭和48年4月ごろに払い出されたとみられ、その時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である上、申立人は、申立期間直前の同年3月の保険料を同年5月8日に納付していることなどを踏まえると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重厚生年金 事案 1227

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年10月1日であったと認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、100円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和18年2月1日から19年6月1日まで  
② 昭和20年5月1日から同年10月1日まで

私は、昭和15年4月1日にA社に入社し、21年6月1日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、申立期間①及び②における厚生年金保険の被保険者記録が無く、納得できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日と記載されているものの、資格喪失日についての記載は無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも資格喪失日の記載は確認できないとともに、「照会調査せるも資格喪失日が不明」及び「31.12.1認定」の記載が確認でき、現在に至るまで資格喪失に係る日付について記録されておらず、社会保険事務所(当時)において申立人に係る年金記録が適正に管理されていたとは考え難い。

さらに、昭和20年4月にA社があったB市に大空襲があったとする申立人の供述は、史実と一致しており、申立人が記憶しているC市の同社工場について同社に照会したところ、申立期間当時、同市に実在していたことが確認できることから、申立人の説明には信憑<sup>びよう</sup>性が認められ、申立期間②について、同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年4月の社会保険事務所の記録から、100円とすることが妥当である。

申立期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当該期間にA社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会を試みたが、連絡先が不明であるため、当時の事情を聴取することができなかつた上、当該被保険者名簿及び同社の厚生年金手帳記号番号払出簿において申立人が記載されているページの同僚のうち、連絡が取れた二人に照会したものの、当時の記憶が曖昧であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等についての供述を得ることができなかつた。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた。

さらに、申立期間①当時は労働者年金保険法が施行されていたが、同法の適用対象は、工業・鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみとされていたところ、申立人及び前述の同僚は、申立人は技師として勤務していたとしており、当該同僚も、厚生年金保険の資格取得日は昭和19年6月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年12月1日から39年4月1日までの期間において、A共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の共済組合員としての資格取得日に係る記録を38年12月1日、資格喪失日に係る記録を39年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万4,561円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月1日から39年4月1日まで

私は、昭和37年に高校から学校推薦でB事業所に臨時雇用員として入社し、39年4月に転職するまで継続して勤務していたため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

C社D事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、これらの同僚が記憶するB事業所に配属された同僚から、「私と申立人は、同じく臨時雇用員として、B事業所に配属になった同期である。申立人も私も同じ職種で勤務していた。」と供述している上、申立人がB事業所を退職後、勤務したとしているE社から提出された身上カードの履歴欄記録によると、申立人は昭和37年2月16日にB事業所(D事務所)で臨時雇用員として入社し、38年12月1日に職員となり、39年3月31日まで勤務していることが確認できる。

また、申立人と同期であると記憶する上記同僚の履歴書には、D事務所の記載があり、申立人と同一内容の人事記録が確認できる上、オンライン記録によると、当該同僚は昭和38年12月1日からA共済組合の組合員であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 4 月 1 日までの期間において、A 共済組合の組合員であったことが認められる。

A 共済組合の組合員であった期間は、平成 9 年 4 月 1 日から施行された厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人の共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 38 年 12 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 39 年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る身上カードの履歴欄記録に記載のある給与及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定から判断すると、8 万 4,561 円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 12 月 1 日までの期間について、申立人と同一内容の人事記録である上記同僚は、厚生年金保険被保険者及び共済組合員としての資格記録は無い。

また、申立人から提出された F 団体の履歴証明願（回答）には「C 社が臨時雇用員等に対し、厚生年金保険等への加入取組は、昭和 38 年 10 月 1 日に施行されたが、厚生年金保険等への加入は事業所単位の裁量に委ねられていたことから、各事務所がいつから厚生年金保険適用事業所になったかは確認できない。」という回答があったことから、申立期間当時、C 社において、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成8年12月は34万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年5月から同年7月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月1日から9年10月1日まで  
② 平成13年10月1日から14年10月1日まで

申立期間①及び②について、記憶している給与額と標準報酬月額が相違しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成8年12月について、また、申立期間②のうち、14年5月から同年7月までの期間については、同僚から提出された給与明細書又は市から提出された給与支払報告書において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることが認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人がA社において平成8年12月3日に厚生年金

保険の被保険者資格を取得した時の標準報酬月額は、当初 34 万円と記録されていたところ、9 年 4 月 3 日付けで資格取得時にさかのぼって 30 万円に訂正され、同年 8 月 18 日付けで 32 万円に再度訂正されており、申立人のほか 3 人の同僚についても申立人と同様に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、前述の同僚の一人から提出された平成 8 年 12 月の給与明細書から判断すると、当初事業主は同明細書に記載されている基本給に相当する標準報酬月額を届け出たものと考えられる上、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても同様に基本給に相当する標準報酬月額が届け出られ、当該額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

申立期間②について、市から提出された申立人に係る平成 14 年の給与支払報告書から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が 34 万円であることが確認できる。

また、申立人の報酬月額については、平成 14 年の算定基礎届で決定された標準報酬月額は 34 万円であることから判断すると、同年 5 月から同年 7 月の報酬額は 34 万円であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち平成 8 年 12 月、及び申立期間②のうち 14 年 5 月から同年 7 月までは、34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成 9 年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、事業主は「標準報酬月額を訂正したのは、給与を下げたからです。」と供述しており、同僚から提出された給与支給明細書において基本給が低額になっていることが確認できる上、報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額又はこれより低額であることが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成 13 年 10 月から同年 12 月まで、14 年 1 月から同年 4 月まで、及び同年 8 月から 9 月までの標準報酬月額については、市から提出された給与支払報告書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違しているが、給与支払報告書の支払金額から推認できる報酬額とオンライン記録の標準報

酬月額が一致している。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月3日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月30日から同年7月3日まで  
② 昭和51年2月29日から同年3月1日まで

私は、A社からB社（C社に名称変更後、現在は、D社）に移籍したが、一日も休むことなく引き続き勤務していた。移籍になったただけにもかかわらず、申立期間①に係る厚生年金保険の記録が空いているのはおかしい。また、申立期間②については、C社から受理した貸金台帳に昭和51年2月29日に退職したとの記載もあることから、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人が所持しているA社の稟議書及び辞令請書の写しから判断すると、申立人は申立期間①に同社で継続して勤務し（昭和44年7月3日にA社からB社に移籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からB社に移籍した35人に申立人と同様の事象が見受けられ、当該移籍に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和44年6

月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人が C 社から受理した賃金台帳の写しには、申立人が昭和 51 年 2 月 29 日に退職した旨の記載があるが、同社から提出された稟議書には「退職日 昭和 51 年 2 月 28 日付」と記載されている上、申立人の雇用保険の離職日も同年 2 月 28 日であることが確認できるほか、同社の事務担当者は「申立人に送付した賃金台帳の写しには、申立人から 2 月末で退職したことを聞き推測で記載したが、後日、申立人が同年 2 月 28 日付けで退職したとする稟議書が見つかったことから、申立人がいつ退職したかは分からない。」と供述している。

また、申立人と同時期に被保険者資格を喪失した同僚二人の雇用保険の加入記録を確認したところ、いずれも雇用保険の離職日が厚生年金保険の被保険者資格の喪失日の前日となっており、適切な事務処理が行われていたことがうかがわれることから、申立人についても雇用保険の離職日に退職し、翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと考えるのが妥当である。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社（現在は、B社）C工場に勤務した申立期間の標準報酬月額が大幅に減額になっている。当時の給与について、減額の事実はないので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は申立期間の直前の昭和38年9月は3万6,000円であったものが、同年10月に2万円にいったん引き下げられ、申立期間直後の39年10月から3万6,000円に引き上げられていることが確認できる。

また、B社に照会したところ、「当時の資料は残っていないが、申立期間前後の標準報酬月額の推移から考えても不自然であるし、諸手当の増減によるものとした場合、7等級も下がることは考えられないため、実際は申立てどおりの標準報酬月額であったと思う。」との回答を得た。

さらに、申立人と同期入社で、申立期間中に申立人と同じC工場で、申立人と同様の仕事を担当していた同僚に照会したところ、「申立人は3か月以上休職したことはない。当時会社は業績も良く、給与が大幅に減額されることは考えられない。」との回答を得た。

加えて、申立期間前後における前述の同僚のA社C工場における標準報酬月額の記録の推移を見ると、ほぼ同額で推移していることが確認できる上、事業所の回答及び同僚の供述等を合わせて考えると、申立人についても同額程度の標準報酬月額であったと考えることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間前後には標準報酬月額3万6,000円を表す「36」の印が押され、申立期間は標準報酬月額2万円を表す「20」の印が押されているが、当時の標準報酬月額3万6,000円は20等級であり、「36」と「20」を取り違えて記録した可能性が高いものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、3万6,000円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年2月1日に訂正し、標準報酬月額については16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成10年12月から14年6月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月1日から10年1月31日まで  
② 平成10年1月31日から同年2月1日まで  
③ 平成10年12月1日から14年8月1日まで

平成3年5月からA社に勤務し、同社を辞める数か月前から給料の遅配があった。ねんきん定期便の標準報酬月額と同社の給料支払明細書を比べると、相違しているので標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金

保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

一方、A社は、平成10年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、商業登記簿謄本によると、当該事業所は申立期間②において法人事業所であることが確認できる上、申立人から提出された給料支払明細書から当該期間において申立人は常時勤務していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所は、平成10年1月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人から提出された給料支払明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③のうち、平成10年12月及び11年5月から14年6月までは20万円とすることが妥当である。

また、申立人が給料支払明細書を保管していない平成11年1月から同年4月までの期間の標準報酬月額は、その前後の期間における給料支払明細書から推認し、20万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③のうち、平成10年12月から14年6月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行って

おらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成14年7月については、給与明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成3年5月から7年10月までの標準報酬月額については、給料支払明細書の提出は無い上、当該期間にA社の厚生年金保険被保険者であった同僚の標準報酬月額の記録を見ると、申立人のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、平成7年11月、8年2月から同年7月まで及び同年9月から9年12月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低額となっていることが確認できる。

加えて、平成7年12月から8年1月まで及び同年8月の標準報酬月額については、給料支払明細書が無いため、申立人の保険料控除額及び報酬月額を確認できないが、その前後の期間における給料支払明細書から、当該期間の標準報酬月額は17万円と推認され、オンライン記録の標準報酬月額より低額となっていることがうかがえる。

このほか、申立期間①について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、及び申立期間③のうち平成14年7月の標準報酬月額については、特例法による給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和48年8月1日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年9月1日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は5万2,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は6万8,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を6万8,000円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1234

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和48年8月1日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年9月1日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は7万6,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を9万8,000円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1235

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を7万2,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和48年8月1日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年9月1日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は5万6,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は7万2,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を7万2,000円に訂正することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和48年8月1日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年9月1日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は5万2,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は8万6,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を8万6,000円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1237

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和48年8月1日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年9月1日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は6万8,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は8万6,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を8万6,000円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1238

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和48年8月1日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年9月1日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は5万6,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は6万8,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を6万8,000円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1239

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を8万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和 48 年 8 月 1 日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年 9 月 1 日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は6万円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は8万円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を8万円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1240

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を8万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和 48 年 8 月 1 日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年 9 月 1 日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は5万6,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は8万円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を8万円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1241

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を6万4,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和48年8月1日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年9月1日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は4万8,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は6万4,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を6万4,000円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1242

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和48年8月1日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年9月1日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は6万4,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は8万6,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を8万6,000円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1243

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を8万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和 48 年 8 月 1 日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年 9 月 1 日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は6万8,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は8万円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を8万円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1244

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和 48 年 8 月 1 日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年 9 月 1 日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は5万6,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は6万8,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を6万8,000円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1245

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を8万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和 48 年 8 月 1 日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年 9 月 1 日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は6万4,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は8万円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を8万円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1246

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を8万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和 48 年 8 月 1 日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年 9 月 1 日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は7万2,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は8万円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を8万円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1247

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を7万6,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和48年8月1日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年9月1日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は6万円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は7万6,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を7万6,000円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1248

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を7万2,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和48年8月1日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年9月1日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は5万6,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は7万2,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を7万2,000円に訂正することが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1249

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を7万2,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで  
厚生年金基金の記録では、昭和48年8月1日に随時改定があったとなっているが、国の記録では、同年9月1日となっており、1か月の相違があるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は6万4,000円となっている。

しかし、B厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は7万2,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時も現在同様、厚生年金保険と当厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用しており、それに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録していた。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を7万2,000円に訂正することが妥当である。

## 三重国民年金 事案 917

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 4 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 4 年 1 月まで

国民健康保険の加入手続をする時に国民年金の加入手続もした。国民年金保険料については、母親が納付しており、詳しくは覚えていないが、まとめて払ったことがあるようにも思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の国民年金加入手続についての記憶は曖昧であるほか、申立人の父親を通じて申立人の母親に聴取しても、保険料の納付に係る具体的な記憶は無いとしており、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の名前の読み方を幾通りか替えるなどして調査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間のうち平成元年 11 月及び同年 12 月については、申立人は 20 歳未満であることから、国民年金に加入することも国民年金保険料を納付することもできない期間である。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 918

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から58年3月まで  
20歳のころに、親から国民年金に任意加入すると聞かされた。国民年金保険料の納付場所や納付金額等は分からず、年金手帳等も所持していないが、申立期間の保険料の納付について、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間について、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の両親についても、申立人の父親は他界している上、申立人の母親は高齢等のため聴取に応ずることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の名前の読み方を幾通りか替えるなどして調査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間となっている上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月  
② 昭和 36 年 1 月

申立期間①について、昭和 35 年 8 月分の厚生年金保険料を A 社と B 社（現在は、C 社）の両方で控除された記憶がある。また、申立期間②について、36 年 1 月分の厚生年金保険料を B 社と D 社の両方で控除された記憶があるので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、閉鎖登記簿謄本による調査で判明した A 社の元役員に照会したところ、「当社は、昭和 40 年ごろに解散しており、資料は何も残っていないため、当時の状況は不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同事業所において昭和 35 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失しており、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①は、同事業所の被保険者期間であることが確認できる。

申立期間②について、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について C 社に照会したところ、「当時の資料は何も残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同事業所において昭和 36 年 1 月 15 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同事業所において昭和36年1月16日に被保険者資格を取得しており、申立期間②は、同事業所の被保険者期間であることが確認できる上、「B社は、36年1月13日か14日に辞め、同月16日からD社に勤めた。」とする申立人の供述内容と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 8 月 10 日から 12 年 4 月 1 日まで  
② 平成 12 年 4 月 1 日から 15 年 4 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は平成 6 年 8 月から A 社で勤務していたので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②に係る報酬は平成 15 年分給与所得の源泉徴収票でも分かるように 32 万 4,000 円ぐらいだったと思うので、申立期間②における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与所得の源泉徴収票から、申立人が、申立期間①に A 社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録は平成 12 年 4 月 1 日資格取得となっている上、平成 6 年、7 年及び 9 年の源泉徴収票の社会保険料等の記載欄は 0 円となっており、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間①について、A 社に在籍していた事務担当者（申立人の母）が、「申立人を社会保険に加入させていなかった。」と供述している上、同社に厚生年金保険資格取得の状況について照会したものの、当時の同事業所における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間①当時において、A社の事業主（申立人の父）の健康保険被扶養者に認定されている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は標準報酬月額の変動を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された平成15年の源泉徴収票によると、支給総額とオンライン記録の標準報酬月額は相違しているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、事務担当者（申立人の母）が、「事業主（申立人の父）は申立人の標準報酬月額を低額で届出をしていた。」と供述している上、A社に標準報酬月額の届出等について照会したものの、関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から14年10月1日まで  
② 平成14年10月1日から18年10月21日まで

私のA社における報酬は、平成元年4月分から14年9月分は支給額が25万円であり、14年10月分から18年9月分は支給額が35万円であるが、標準報酬月額が実際の報酬額より低く届出されている。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された平成18年5月分給与明細書によると、申立内容どおりの報酬が支給されていたことが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）の記録と一致している。

また、申立人から提出された給与所得の源泉徴収票によると、平成2年から13年まで、及び16年から18年までの各年における社会保険料等控除額（小規模企業共済掛金相当分を除く。）は、社会保険事務所の記録に相当する厚生年金保険料及び政府管掌健康保険料年間合計額と一致又は下回っている。

一方、平成14年及び15年の各年における社会保険料等控除額は、社会保険事務所の記録に相当する厚生年金保険料及び政府管掌健康保険料年間合計

額とほぼ一致している。

また、A社に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、申立人の申立期間に係る保険料控除額について確認することはできなかった。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月25日から24年4月15日まで  
夫の船員手帳には、A丸の雇入年月日は昭和22年4月25日、雇止年月日は24年4月15日と記載されているので、申立期間に同船に乗船していたことは間違いない。

申立期間について、船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではないため、申立人が所持していた船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠とすることはできない。

また、船舶所有者名簿によると、事業主であるB氏の船員保険の適用年月日は、昭和25年5月1日であり、申立期間について、船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について当時の船舶所有者に照会を試みたものの、既に他界しているた

め、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人がA丸と一緒に勤務していたと主張する複数の同僚の船員保険被保険者台帳を調査したが、いずれの同僚も申立期間に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月20日から28年1月20日まで  
② 昭和28年5月1日から31年5月1日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）で、また、申立期間②については、C社（現在は、D社）で、それぞれ勤務していたはずであるが、社会保険事務所(当時)の回答では、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者記録は見当たらないとのことであった。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間にA社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、B社から提出されたA社作成の被保険者名簿によると、昭和25年3月6日資格取得、27年1月20日資格喪失となっており、厚生年金保険被保険者旧台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者記録と一致していることが確認できる。

申立期間②について、当該期間にC社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資

料や供述を得ることはできなかったが、同社から提出された申立人の厚生年金保険被保険者証には、「28. 4. 30 退職」と記載されており、翌日の昭和 28 年 5 月 1 日が資格喪失日となることから、厚生年金保険被保険者旧台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 35、36 年まで  
② 昭和 36 年から同年まで  
③ 昭和 36 年から 37 年まで  
④ 昭和 39 年から 40 年 5 月 1 日まで  
⑤ 昭和 49 年 3 月 21 日から 50 年 2 月 1 日まで

申立期間①は中学校を卒業してすぐにA市のB社、申立期間②はC市のD社、申立期間③はE町のF社、申立期間④はG町のH社、申立期間⑤はI市のJ社に、それぞれ勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の供述には具体性があり、それぞれの事業所に勤務していたことは推認できる。

申立期間①について、B社はA市において厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、K市において「L社」が厚生年金保険の適用事業所となっているためオンライン記録を確認したところ、同社の新規適用日は昭和 53 年 12 月 1 日であり、事業所別被保険者名簿により健康保険整理番号 1 番で厚生年金保険被保険者となっている者の資格取得日も同日と記録されていることが確認できる。

また、A市を管轄する法務局に照会しても、「B社の法人登記簿は見当たらない。」との回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間①当時の同僚の氏名及び連絡先も覚えていない

ため、同僚から申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、D社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会しても、「同事業所の法人登記簿は見当たらない。」との回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間②当時の同僚の氏名及び連絡先も覚えていないため、同僚から申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

申立期間③について、F社はE町において厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、M町において「N社」が厚生年金保険の適用事業所となっているため、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、事業所名は「O社」であることが確認できる上、同名簿に申立期間③に係る申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、法務局に照会しても、「F社の法人登記簿は見当たらない。」との回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間③当時の同僚の氏名及び連絡先も覚えていないため、同僚から申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

申立期間④について、申立人は昭和39年にH社に勤務したとしているが、同社から提出された同社作成の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は42年6月28日に被保険者資格を取得し、43年8月30日に資格を喪失していることが確認でき、年金事務所保管の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とほぼ一致していることが確認できる。

なお、申立人には、P社において昭和41年10月5日に資格取得し、43年9月2日に資格喪失した厚生年金保険被保険者記録があることから、当該H社に係る記録は、年金事務所における記録統合処理の際に、両社の標準報酬月額を合算した上で、P社の記録としてオンラインに登録されていることが確認できる。

申立期間⑤について、J社はI市において厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、Q市においてR社が厚生年金保険の適用事業所となっているため同事業所の厚生年金保険被保険者縦覧記録を確認したところ、申立人の氏名は無い。

また、法務局に照会しても、「J社の法人登記簿は見当たらない。」との回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況につい

て関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は当該事業所における勤務期間について具体的な記憶は無く、当時の同僚の氏名及び連絡先も覚えていないため、同僚から申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人の雇用保険の記録をみると、申立期間⑤前後に勤務した事業所に係る記録はあるが、当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1256

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から17年7月1日まで  
申立期間について、私がA社から支給されていた給与がオンライン記録の標準報酬月額と大きく相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月1日から7年10月1日までの期間について、申立人のオンライン記録における標準報酬月額は、当初、4年4月から6年10月まで53万円、同年11月から7年6月まで59万円と記録されていたところ、遡及して20万円に訂正する処理が同年6月28日に行われており、その後、同年9月まで当該標準報酬月額と同額になっていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが同社に係る商業登記簿謄本により確認できる上、申立人は「標準報酬月額を減額することについて承知しており、同意もしていた。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が当該事業所における標準報酬月額の改定に<sup>そきゅう</sup>関与し、当該期間について、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理に関与しながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成7年10月1日から17年7月1日までの期間について、申立人は当該事業所から支給されていた給与額とオンライン記録が相違していると申し立てている。

また、申立人から提出された平成16年分の源泉徴収票の社会保険料控除額から、標準報酬月額22万円に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

そのため、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月から15年12月まで、及び17年1月から6月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料を保有していないものの、仮に、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、A社の代表取締役であった申立人は、特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできず、申立期間のうち、7年10月1日から17年7月1日までの期間に係る標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1257 (事案 54 及び 706 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで

前前回、前回と年金記録の訂正は必要ないとの判断を行った旨の通知があった。A社に勤務していた昭和 33 年 7 月から 34 年 9 月までの 1 年 3 か月間だけ厚生年金保険の記録が無いというのは納得できない。今回、新たな資料はないが、記録が認められるまで何回でも申立てをする。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に照会したものの、当時の資料等は残っておらず、当時の代表取締役及び担当者も既に亡くなっているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができなかったこと、社会保険事務所(当時)が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が無く、申立人の記録が欠落したものと考えること、当該被保険者名簿には、申立人が氏名を挙げた複数の同僚の氏名が確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 20 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人から、新たな事情の提示は無いが徹底した調査をしてほしいと再度申立てがあり、当委員会では、申立人から氏名の提示があった同僚のうち連絡が取れた 3 人に照会したところ、そのうちの 1 人から「入社してすぐに厚生年金保険に加入せず、入社 7 年後に加入した。」との供述があり、もう 1 人から「私は申立人と同様の勤務形態であったが厚生年金保険には加入していなかったと思う。」との供述があった上、2 人の同僚については、社会保険庁(当時)の A 社における被保険者記録に該当者は見当たらないことから、同社においては、必ずしも勤務期間すべてについて従業員に厚生年

金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえることのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回も、申立人は、新たな事情の提示はないが納得できないので確認してほしいと主張しているが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 16 日から同年 12 月 1 日まで

私は前職を退職後、A社が経営する飲食店に勤務した。平成 2 年 12 月 1 日から経営者が代わったが、担当する仕事の内容は変わらなかった。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間のうち、平成 2 年 10 月 8 日から同年 11 月 30 日までの期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当時の事業主は、「採用者全員だったのか否かについては分からないが、当時は 3 か月の試用期間があり、厚生年金保険及び健康保険には加入させていなかった。雇用保険については入社時から加入させていた。」と述べており、複数の同僚も、「飲食部門では、職務経験の無かった者などについては 2 か月から 3 か月の試用期間があったと思う。」と述べている。

また、A社は平成 2 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同年 8 月から同年 10 月にかけて同社に入社したとする元同僚 3 人（申立人と同様の職種である 1 人を含む。）に厚生年金保険被保険者記録が無いため、申立人の申立期間については試用期間であった可能性が高い。

さらに、申立期間当時、A社が加入していたB厚生年金基金における申立人の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1259

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 5 月 1 日から 59 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 58 年 5 月 1 日から 59 年 5 月 1 日までの 1 年間は、A 社で勤務しており、61 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの 3 か月間は、B 社（現在は、C 社）で間違いなく勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本による調査で判明した元事業主に照会したところ、「会社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所になっていなかった。」との回答があった上、オンライン記録によると同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 59 年 5 月 1 日であることから、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、A 社で勤務していた複数の同僚について、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 59 年 5 月 1 日となっていることが確認できる。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の加入記録によると、昭和 59 年 4 月 1 日資格取得、61 年 3 月 31 日離職となっており、同事業所で資格を取得する以前の 58 年 10 月 1 日から 59 年 3 月 31 日までは、D 事業所での加入期

間となっていることから、同事業所に照会したところ、「当時の資料が保存されていないため、申立人が同事業所に在籍していたかどうかは不明であり、申立期間当時、同事業所を運営していたE団体にも確認したが、不明であった。」との回答があった上、オンライン記録において、D事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

加えて、オンライン記録におけるE団体の名簿には申立人の氏名を確認できない。

申立期間②について、申立期間にB社に在籍していた複数の同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人と同時期にB社における厚生年金保険の資格を取得した複数の同僚から「厚生年金保険には最初からは加入させてもらえなかった。」との供述があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号\*番（昭和61年2月1日資格取得）から\*番（昭和61年7月1日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人のC社（名称変更前のB社を含む。）における雇用保険の加入記録によると、昭和61年7月1日資格取得、平成元年3月30日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から34年5月1日まで  
私は、18歳から25歳までA社で、鉄橋工事や地下鉄駅工事に継続して従事していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人のA社の業務内容に関する供述と同社の同僚の供述が一致する上、申立人は申立期間当時において同社の厚生年金保険被保険者であった事務担当者の氏名を記憶していることから、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚とは連絡が取れない上、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、申立期間について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、「現場作業員であった場合、健康保険及び失業保険については日雇の制度に加入し、厚生年金保険には加入していなかった。また、社員名簿、年金加入者名簿で確認をしたが、申立人は確認できなかった。」との回答があった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号\*番(昭和27年1月1日資格取得)から\*番(昭和35年1月1日資格取得)までを調査したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 1 日から同年 7 月 21 日まで  
私はA社に昭和 52 年 3 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の加入記録は同年 7 月 21 日から 9 月 27 日までの 2 か月となっている。  
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社で勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚のうちの一人は、「申立人はパート勤務だったと思う。私は高校卒業後に入社したが、記録は5月からとなっており、見習期間が2か月ほどあった。」と供述していることから、A社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社の元代表取締役等に照会したものの、不明との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間について申立人の雇用保険の加入記録は無い上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 43 年 3 月ごろまで  
申立期間は、A社及びB社に勤務していた。それぞれの事業所で、どれくらいの期間勤務していたか記憶に無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会しても、同事業所に係る法人登記の記録（法人登記簿）は該当無しとの回答があり、当時の役員等関係者も所在が判明しないため、申立人のA社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、A社での同僚はいなかったと供述していることから、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

一方、B社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、当時の同事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述を得ることはできなかった。

また、事業主は既に他界しているため、その家族に照会したところ、「厚生年金保険の資格取得手続等に関する事務は間違いなく行っていたはずであるが、申立人のことは記憶に無いし、若い女性は働いていなかったと思う。同社は既に廃業しているため、当時の資料等は残っていない。」との回答があり、申立人のB社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録においてB社の健康保険整理番号\*番（昭和 39 年

7月1日資格取得)から\*番(昭和44年10月5日資格取得)までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間に係る両事業所の雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月から 45 年 1 月 7 日まで  
② 昭和 47 年 6 月 20 日から同年 12 月まで  
③ 昭和 48 年 4 月から 51 年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）とC社については、厚生年金保険の被保険者記録が見つかったが、勤務期間が異なっている。また、D社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する同僚の供述により、勤務時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚は、「当時、見習期間があったと思う。」と供述している上、申立期間における複数の同僚も、「3か月の見習期間後に正社員になった。」と供述していることから、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、B社に照会したところ、「申立人のE企業年金基金における加入記録は、昭和 45 年 10 月 1 日資格取得、同年 12 月 16 日資格喪失であることが確認できるが、勤務期間及び厚生年金保険の被保険者期間に関する資料は無い。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和 45 年 1 月 7 日資格取得、46 年 2 月 20 日離職となっており、申立期間①に係る加入

記録は無い。

申立期間②について、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、C社に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C社における複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄を見ると、申立人の昭和47年6月20日の被保険者資格の喪失時に健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の記載が見られ、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人のC社における雇用保険の記録は、昭和47年3月1日資格取得、同年6月19日離職となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

申立期間③について、オンライン記録によると、D社は、昭和56年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、同社は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、D社に照会したところ、「当時、社会保険加入事業所ではなく、昭和56年10月1日より厚生年金保険の加入を開始した。」との回答があった上、申立人が記憶し、申立期間当時から現在も同社で勤務している同僚は、「当時、会社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、私は国民年金に加入していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 1 月 5 日まで

私は、職業安定所の紹介でA社（現在は、B社）に入社した。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、これらの同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、B社に照会したところ、「資料も無く、手続を行っていた者は高齢により話を聞けない状態である。」との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月20日から23年5月9日まで  
② 昭和33年5月1日から同年12月31日まで  
③ 昭和34年6月10日から41年9月ごろまで

年金事務所の記録では、A社で2度勤務したことになっているが、私は、同事業所において、継続して勤務していた上、社名変更したB社（現在は、C社）では、昭和32年12月1日から33年12月30日まで勤務していた。

また、D社において、一部加入記録があるようだが、この記録には疑義があるため、この期間を含めて調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に継続して勤務していたとしている。

しかしながら、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したものの、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社において申立期間①に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった上、同事業所の同僚の一人が、「申立人は戦時中に入ってきて、戦後に辞めた。それからまた入ってきて、また辞めた。」と供述しているほか、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号は、申立期間①の前後で、異なる記号番号が使用されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人は当該事業所において、一度被保険者資格を喪失し、再度資格を取得していることが確認できる。

申立期間②について、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したものの、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、B社において、申立期間②に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

申立期間③について、D社に勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚に照会しても、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、法務局に照会したところ、D社の商業登記簿謄本は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明である上、当時の同僚が記憶している社長と同姓同名の被保険者である者も基礎年金番号に統合されておらず、連絡が取れないため、申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、D社は昭和28年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、厚生年金保険の適用事業所となった日は36年7月1日と記され、同日付けで21人が厚生年金保険被保険者資格を取得しており、それ以前に被保険者であった者がいないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月ごろから23年3月ごろまで

私は、申立期間にA丸にB港で乗船した。同船は、内航海運業者のC社に登録し、外国から供与された燃料をD所からE社に運んでいた。船員手帳は紛失したが、申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A丸は船員保険の適用事業所として確認できない上、申立人は船舶所有者の名字しか記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人の記憶している同僚は申立期間に船員保険の被保険者記録が無い上、既に他界しているため、申立人の勤務実態及び船員保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、F運輸局に登録されている内航海運業者のC社に確認したところ、「当時の資料は無く、船員の管理はしていない。」との回答があった。

加えて、申立人は当時、B港で乗船し、船主はG県の人だったと供述しているため、申立人の船員手帳についてF運輸局及びH運輸支局I海事事務所に確認したところ、「船員名簿は情報管理システムで管理しているが、昭和55年以前の記録については不明であり、申立人の氏名は無い。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 16 日から 13 年 6 月 ごろまで  
私は、A社で平成 11 年 7 月 1 日から 13 年 6 月 ごろまでの 2 年間正社員で勤務していたが、同社の厚生年金保険の加入期間が 15 日となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社における複数の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、これらの同僚に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、A社は平成 13 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本により判明した元取締役等に照会したものの、不明との回答があり、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和 62 年 10 月 12 日資格取得、平成 11 年 7 月 15 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い上、同年 7 月 26 日に離職票が交付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。